



<撮影：梶浦明裕弁護士 地名：サイパン>

暑中お見舞い申し上げます。

平素は格別のお引き立てに預かりご厚謝申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症によりお亡くなりになられた方々とご遺族の皆様にご心よりお悔み申し上げますとともに、影響を受けられた方々の1日も早いご回復、及び事態の早期終結を心より祈念しております。

さて、本号では、新型コロナウイルスに関連した法律問題のうち、とりわけ相談の多い賃料の支払義務及び人事労務について、川原奈緒子弁護士が解説いたします。

また、従業員の交通事故と使用者の責任に関する最新判例を、伊豆隆義弁護士がご紹介いたします。

そして、新しい強制執行の制度として、今年4月から一部施行された「債務者以外の第三者からの情報取得手続」につきまして、近森章宏弁護士がご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に 関連する法律問題Q&A

弁護士 川原 奈緒子



新型コロナウイルス感染症に関連し、多く問い合わせを頂戴した内容について、紙面の関係上3点のみしかご紹介できませんが、解説を加えていきたいと思っております。

Q1 私は飲食店を営んでいます。新型コロナウイルス感染症の流行で店を休業せざるを得ず、家賃の支払に苦慮しています。行政からの自粛要請もあったことですし、「やむを得ない事情」ということで、家賃の支払義務は免除されないでしょうか？

A 結論からいうと、残念ながら、感染症の流行という事情があったとしても、法律上、賃料の支払義務は消滅しません。個別の賃貸借契約書において、そのような規定が設けられていれば別ですが、感染症の流行による店舗の休業につき、賃料を免除する規定がおかれている契約書は極めて少数と思われます。そのため、賃料の免除や猶予は、賃貸人の承諾があって実現されることであり、借借人が一方的に賃料の支払を拒否すれば、それは賃貸借契約に基づく借借人の義務を懈怠したことになり、賃貸借契約の解除や損害賠償の対象となります。

もっとも、賃貸借契約は、判例上、賃料不払いにより直ちに契約の解除が認められるものではありません。すなわち、賃貸借契約は当事者間の継続的な信頼関係を基盤とすることから、形式的な債務不履行があっても直ちに契約解除が認められるわけではなく、信頼関係が破壊されたと評価できる場合に限り契約解除が認められる、という確立した判例法理があります。そして、賃料滞納による契約解除は、通常2、3か月程度の滞納で認められ得るところ、新型コロナウイルスの流行により店舗の休業を余儀なくされ、賃料の支払遅延もやむを得なかったとして、裁判所が、この期間を通常よりも長期に判断する可能性も指摘されるところです。

Q2 37.8度の発熱がある従業員を、新型コロナウイルス感染症に感染しているといけなないので、休ませました。給与は、支払わないといけませんか。疑いではなく、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合はどうですか。

A 通勤途中やオフィスで感染しないよう、または感染させないよう、従業員（パートタイム労働者や有期契約社員も含む。）を出社させない場合には、企業の指示により休ませている場合に当たりますので、労働基準法26条に基づき、平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払う義務があります。従業員らの合意なく、有給休暇を一律に取得させる取扱いは違法になりますので、注意が必要です。

一方で、企業は、業務にあたっていない従業員に給与を支払うことになり、業務の提供を受けていない一方で支出を強制される結果、その経営は厳しい状況となります。このような場合における行政の手当てが、「雇用調整助成金」となります。

なお、従業員が新型コロナウイルス感染症に感染している場合には、特定感染症に罹患していることから、労働安全法68条に基づき、企業は、当該従業員の就業を禁止しなければなりません。この場合には、企業側の都合により休ませていることにはならず、企業から休業手当を支払う必要はありません。従業員は、申請を行い、健康保険組合から、療養のため労務に服することができなかったことを理由に傷病手当金を受領することになります。

Q3 当社の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染していた、あるいは、家族に感染が疑われる場合に、外部に公表する必要はあるのでしょうか。当該従業員は営業職で、特定の取引先様を頻りに訪問していたのですが、告知した方が良いのでしょうか。

A 公表や告知の義務を定めた法令はなく、企業の判断によって、これを決める必要があります。

従業員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した上場企業（グループ会社や関連会社を含む。）は、6月12日時点で累計377社に上っていますが、2月以降、従業員の感染を公表した上場企業の数は増加しました。3月は新たに90社超、4月は240社超が公表しましたが、その後、5月に入ると新規に感染を公表した企業数は大きく減少し16社に留まりました（帝国データバンク調べ）。感染者の公表数が減少した理由は、在宅勤務の導入やアルコール消毒の徹底等感染を防止する対策が執られたことと共に、企業による感染者の存在の公表・告知により、濃厚接触者・感染者対応が図られた点も挙げられます。

一方、新型コロナウイルスに罹患した事実は、特定の従業員に関する情報であり、かつプライバシーに関わることです。そのため、公表や告知に先立って、当該従業員から同意を得ておくことが望ましいと言えます。罹患しないことが最も重要ですが、次善の策として、罹患した場合における公表・告知について、従業員から一律に同意を得ておくことが肝要と考えます。

従業員の交通事故についての従業員から会社への逆求償(最高裁判所令和2年2月28日判決)のご紹介

弁護士 伊豆 隆義



従業員（被用者）が、勤務中事故で他人に損害を負わせた場合、従業員は賠償責任を負い、勤務先会社（使用者）も使用者責任を負います（民法715条）。賠償をした会社は、従業員に求償できます。

では、従業員が被害者に賠償した場合、従業員は会社に逆求償することはできるでしょうか。

この点、最高裁判所は「使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という

見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである。」「使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合がある」、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合と「被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。」等として、逆求償を認めました。

宅配事業者等が、運転手の車両持ち込みで事業を行い、事故についても自分で賠償させている例がありますが、最高裁判決からは、逆求償の可能性があります。額については、「事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情」から決められます。会社は保険の点検が必要ですし、賠償した方も逆求償の可否を検討されてはと思います。

民事執行法の改正について

弁護士 近森 章宏



強制執行等について規定する民事執行法の一部が改正され、今年の4月1日からその一部が施行されました。

今回施行された改正内容のうち、新設された、債務者以外の第三者からの情報取得手続の概要について簡単にご説明したいと思います。

と思います。

これまでは、勝訴判決を得て強制執行が可能となっても、相手方（債務者）の資産がどこにあるか分からなければ強制執行の対象を特定できず、債権を回収することが困難でした。

今回の改正では、一定の要件のもと（例えば、強制執行を行ったものの、債権の完全な弁済を受けることが出来なかったこと等）で、裁判所に情報取得手続の申立を

行うことにより、金融機関から債務者の預貯金や上場株式等に関する情報を取得することが可能になりました。なお、申立にあたっては、情報の取得を求める金融機関を指定する必要があります。

この情報取得手続により、債務者がどこに預貯金を持っているか判明すれば、その金融機関の預貯金に対して強制執行を行うことが可能になります。

また、養育費や生命・身体の侵害による損害賠償請求権を持っている場合は、債務者の預貯金や上場株式等に加え、市町村や日本年金機構等から、給与債権（勤務先）に関する情報を取得することも可能です。

但し、給与債権の情報の取得手続を申し立てるためには、事前に財産開示手続（債務者を裁判所に呼び出して、所有する財産を述べさせる手続で、不出頭等の場合には刑事罰が科される場合があります）を行っている必要があります。

このように、今回の民事執行法の改正により、債務者に対する債権を回収できる可能性が高まりましたので、これらの制度の利用も検討していただければと思います。

近況報告



弁護士 古川 史高

今年こそ大きな災害のない年にと祈念しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大という大災害が発生してしまいました。この事態を共に乗り越えて行きたいと思います。



弁護士 笹浪 雅義

年初には今頃オリンピックに沸いていると思っておりましたが、今はそれぞれの立場でコロナと戦っております。皆さんとともにコロナに負けず、この難局を乗り越えたいと思います。



弁護士 岩田 修

新型ウィルスの給付金に関連して様々な手口の詐欺が発生しています。お金を給付しますと言いながら、まずお金を支払って、口座の暗証番号を教える等は詐欺です。十分気を付けてください。



弁護士 梶浦 明裕

6月、同一執刀医による術後多数死亡の群馬大学病院事件に関し、病院構内に事件を教訓とする「誓いの碑」が設置され除幕式に出席させていただき、医療について考えました。



弁護士 堀田 和宏

「WEB飲み」に参加する機会が増えてきました。とても便利なのですが、つまみが乾きものだけになりがちなのがさみしいところ。「リアル飲み」の楽しさを再発見した昨今です。



弁護士 工藤 杏平

新型コロナウイルスの感染拡大は世界中に打撃を与え続けていますが、法曹界も大きな影響を受けています。Web会議などは「便利だな」と思う反面、実際に会って話すことの重要さも感じました。一日も早い終息を心から願っています。



弁護士 新森 圭

緊急事態宣言を機にリモートワークの拡大を試みたのですが、書類を扱うことが多いためか、なかなか働き方改革は進みませんでした。…しばらくは試行錯誤が続きそうです。



弁護士 室賀 祥護

テレワークを導入した場合に残業の管理が心配になるかと思いますが、就業規則の整備により、勝手な残業に対する賃金が発生しなくなる場合もありますのでご検討ください。



退所のご挨拶

弁護士 備藤 拓也

令和2年7月末日をもって、東京グリーン法律事務所を退所することとなりました。短い間でしたが、皆様から多くのご指導を賜りましたこと、心から感謝申し上げます。



弁護士 伊豆 隆義

新型コロナウイルス蔓延による緊急事態宣言解除直後の株主総会に臨場。検温、定員減員、登壇者減員等感染防止に重点。皆様に感染しないことを、事業が無事継続することを。



弁護士 工藤 研

本年6月（中小企業は再来年4月）より、いわゆるパワハラ防止法が施行されました。適切な社内環境整備等が求められ、違反に対しては行政処分がなされる可能性もあります。



弁護士 井崎 淳二

新型コロナウイルスの影響により株主総会だけでなく各種会議体のあり方について工夫が必要となっています。会議体の効率化や生産性の向上を見直す良い機会かもしれません。



弁護士 近森 章宏

新型コロナウイルスの影響であまり話題になっていませんが、4月1日に改正民法（債権法）も施行されました。改正部分は契約書の内容を再チェックされた方がよろしいかと思しますので、ご遠慮なくご相談下さい。



弁護士 川原 奈緒子

6月末、自動車を運転して、久々に遠出をしました。長距離移動のため、やや緊張しましたが、自然豊かな空気をたっぷり吸い、英気を養いましたので、廃寝防食、業務に邁進します！



弁護士 飯淵 裕

新型コロナウイルスで大きく世の中が変わりつつある中、私事ですが、このたび、ご縁にて、別天地で業務を行うこととなりました。在所中のご厚誼に感謝申し上げます。



弁護士 古郡 賢大

今年はコロナ対策を踏まえた株主総会運営に関するご質問を多くいただいた他、オンラインでのご相談も増えました。対面でのご支援の重要性を再認識しつつも、便利なオンラインツールの活用について広く情報収集するよう心掛けています。



客員弁護士 渥美 三奈子

コロナ自粛で在宅時間がたっぷりあり、読書と外国名画のDVDを堪能できて大満足です。著作権切れでDVD単価150円前後ですから、お試しの価値ありですよ、皆様！！

事務局便り

ジムのオンラインレッスンを受け始めました。周りの目がないことで、どうしてもサボりがちに。以前のように、仲間と一緒に汗を流せる日常を待ち望んでおります。
(T.O)